

Agora 岐阜(アゴラ岐阜)は、さまざまな分野の専門家で構成された集団です。

特集 エンディングノート

生活保護がくいものに

皆さんは、生活保護と聞いてあまりピンとこない方が多いと思います。しかし、全国で3兆円、ちなみに岐阜市で約5,000人に、約100億円の生活保護費が使われています。単純平均一人あたり年200万円、月当たり16万6千円です。取引先の大家さん(賃貸アパート経営)が借家人である生活保護者・連帯保証人とトラブルになりました。相談を受け契約書を確認したところ、連帯保証人なる人物(借家人とは他人)が生活保護の申請、アパートの斡旋、生活保護者の預金通帳管理までしていました。これは生活保護ビジネスといわれるもので日本中に蔓延しています。

名和

貸借対照表と相続財産

皆様は、相続財産といえば、土地・建物・現預金等身近な財産を思い浮かべるのではないのでしょうか？

しかし、会社を経営されている方は、自社の貸借対照表にも注目する必要があります。

なぜならば、貸借対照表には、相続財産となる財産があるからです。

相続税の対象となる財産は大きく、

- ①本来の相続財産
- ②生前の贈与財産
- ③みなし相続財産

の3つに分類されますが、その3つのうち、本来の相続財産について、プラスに作用するものとして、土地・建物、借地権・貸宅地、現金・預貯金・有価証券(小切手・株券・国債・社債ほか)、**貸付金**・売掛金、特許権・著作権、貴金属・宝石・自転車・家具、ゴルフ会員権、書画・骨董、**自社株**などがあります。

1、貸付金

経営者が会社へ資金を貸付けているものとして貸借対照表に計上される役員借入金は、経営者の貸付金として**相続財産の一部になります**。この相続財産は、会社に資金力があり、返済できるならば問題ないかもしれませんが、多

くの場合、一種の不良な債権となり、返済困難となっています。

この経営者が多額の役員借入金をそのままにして死亡した場合には、他の相続財産と合わせて相続税の基礎控除額を超えてくると、相続税が発生する可能性も出てきます。

2、自社株

自社株は、取引相場のない株式として評価され、資産のある会社や業績のいい会社の株式は、高額な評価額になります。しかし、他人に売却できるものではありません。つまり、自社株は、多額の相続税がかかる可能性があるにもかかわらず、換金性が乏しい財産と言えます。

このように、貸借対照表上の役員借入金と自社株は、不良な債権・換金性の乏しいものに関わらず、一般的に、後継者の方が相続することが多いようです。すると後継者に対する相続税の負担は大きなものとなりますし、遺留分のことなども考えなければなりません。

上記のことから、**貸借対照表に潜んでいる相続財産については、早め早めの対策が必要になってきます**。次回以降、私が担当するナンバーは、これらの財産について、相続対策を中心にお話しをしていきたいと思っています。

税理士 青木厚二郎

保存用資料

エンディングノート

こんにちは。

エンディングノートについてご存知でしょうか？自分に万が一のことが起こった時のために、家族や友人に対して残したいメッセージをノート形式でまとめたものを「エンディングノート」といいます。「エンディングノート」を作成しておくことで、突然の死や、あるいは意識不明となるような状況の際にも、自分の意思を伝えることができたり、直接伝えにくい事柄も伝えやすくなったりします。また自分史を記録したり、人生のエンディングをトータルにデザインしたりするためのノートとしても活用することができるため、今関心が高まっています。10月1日に「エンディングノート」という映画も公開され、「エンディングノート」という言葉が広く認知されることでしょう。

またこのようなノートを書くことに、抵抗を感じる人もいるかもしれませんが、実際にエンディングノートを書いた人の声を聞くと、家族に自分の意思を明確に伝えられると安心したり、家族への感謝の気持ちが強まったりと、前向きな気持ちになることが多いようです。また本人の希望が明確に残されていることで、遺された家族や友人たちは、悩むことなくその後の手続きを行うことができます。つまりエンディングノートは自分のためだけでなく残された人のためのノートともいえるでしょう。

エンディングノートは要式や決まりなどはありませんので、それぞれが思うところを自由に書けばよいのです。よって、遺言書と比べると気楽な気持ちで作ることができます。中身については、おおよそ①自分のこと②介護や医療③財産や相続④葬儀や埋葬などのことを記載することが多いようです。

具体的な内容としては、①は経歴や自分史、本籍や家系図、交友関係 所属団体や交友関係の連絡リストなど書いたり、家族や親戚、友人・知人、お世話になった人たちへのメッセージを残したりします。②は介護者や希望の施設、告知や延命治療・臓器提供についての希望事項など③は貯蓄、不動産、保険、年金、遺言の有無、保管場所と作成日時など④は葬儀の内容や伝えてほしい友人などのリスト、埋葬方法などを記載します。

エンディングノートは「遺言」と違って法的拘束力はありません。ですから財産分与について有効な意思表示は遺言でしか行うことができません。遺言は、要式行為ですので、民法で定められた要式を備えていないと、法的効力がありません。よって、遺言書の作成は専門家に相談されることをお勧めします。もっと気軽に、もっと身近なメッセージを相続人以外の知人や友人にもメッセージを残したい人にとっては、エンディングノートと遺言書をセットで作成するのは効果的だと言えるでしょう。

司法書士・行政書士 横山真一

● 表面記事担当

青木厚二郎税理士事務所

月次決算書で提案する税理士事務所
岐阜県瑞穂市穂積1815番地1-501
電話 058-260-4310



● 裏面記事担当

司法書士よこやま登記・法務事務所

不動産登記・商業登記・裁判手続
岐阜県本巣市三橋舞鶴106番地
電話 058-322-5505

